

■議案第14号 字の区域及び名称の変更について

【要旨】

国土調査法に基づく地籍調査を実施した結果、大字野地、大字秋丸及び大字天ノ川の字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、これらを変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

【変更地区】

No.	大字	事業名
1	野地・秋丸・天ノ川	国土調査法に基づく地籍調査事業

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。